

監査委員公表第8号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された二宮町職員措置請求について、同条第5項の規定により監査した結果を別紙のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年2月1日

二宮町監査委員	間中 晟
二宮町監査委員	善波 宣雄

請求人 (略) 様

二宮町監査委員 間中 晟  
二宮町監査委員 善波 宣雄

### 二宮町職員措置請求の結果について

令和4年12月5日付けで提出されました標記措置請求書について、監査の結果を決定したのでその結果を次のとおり通知します。

#### 第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

#### 第2 請求の要旨

##### 1 田代公園造成工事中止に関する措置請求

(1) 二宮町当局が計画している造成工事は、1,000 m<sup>2</sup>以上の切土と盛土を伴う工事であり、県当局への「開発申請とその許可」が必要である。にもかかわらず、町当局は本年11月27日に開催した住民説明会において「本年12月15日から田代公園造成工事を執行する」と宣言した。これは不法行為にあたるので「工事の差し止め」措置を監査委員に求めるものである。

(2) 二宮町当局の概略設計によれば、公園西側擁壁は2段の石積み作りであるが、これでは安全性は確保できない。安全性を担保するには盛土の土圧に耐える強固な「コンクリート擁壁」を公園西側道路面から立ち上げることが必要とされる。しかし、当局の示す概算金額では安全性を確保する工事は不可能である。それにもかかわらず、町当局は県当局に対して「工作物申請とその許可」を得ないまま、「本年12月15日から田代公園造成工事を執行する」と本年11月27日に開催した住民説明会において宣言した。これは不法行為にあたるので「工事の差し止め」措置を監査委員に求めるものである。

- (3) 田代公園は「二宮町緑の基本計画」や「二宮町公園統廃合計画」「都市計画法」「都市公園法」などによって、法令上廃止してはならない公園に位置付けられている。しかし、町当局はそれらを無視して田代公園造成工事を強行しようとしている。これは不法行為にあたるので「工事の差し止め」措置を監査委員に求めるものである。

## 2 事実証明

- (1) (仮称) 富士見が丘公会堂整備 工事現地説明会  
令和4年5月26日・28日 資料の写し
- (2) 令和4年度二宮町予算説明資料 町ホームページから印刷したもの
- (3) 平成17年3月策定 二宮町緑の基本計画 一部抜粋
- (4) 平成30年3月策定 二宮町公園統廃合計画 一部抜粋
- (5) 令和4年11月27日「富士見が丘老人憩の家」建替えにともなう「富士見が丘田代公園」の工事について 説明会資料
- (6) 関係法令 都市公園法 インターネットから印刷したもの
- (7) 関係法令 二宮町都市公園条例 町ホームページから印刷したもの
- (8) 開発行為について 町ホームページから印刷したもの
- (9) 令和4年11月17日締結 (仮称) 富士見が丘公会堂敷地整備工事に係る工事請負契約書、図面、設計書等の書類の写し
- (10) 令和4年11月30日締結 (仮称) 富士見が丘公会堂敷地整備工事に伴う樹木伐採工事(その1)に係る工事請負契約書、図面、工事内訳書等の書類の写し

## 第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備したものと認め、令和4年12月5日付けで受理した。

## 第4 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象部課

政策部施設再編課、都市部都市整備課

### 2 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和5年1月16日に請求人の陳述を行った。新たな証拠の提出は無かった。

### 3 関係職員の陳述

法第 199 条第 8 項の規定により、令和 5 年 1 月 17 日に関係職員から陳述を聴取した。

### 4 監査対象事項

令和 4 年 12 月 5 日付け職員措置請求書及び請求人の陳述から、田代公園造成工事の差し止めを主張しているが、(仮称) 富士見が丘公会堂敷地整備工事及び(仮称) 富士見が丘公会堂敷地整備工事に伴う樹木伐採工事(以下、「本件工事」という。)の執行、田代公園の廃止について、違法もしくは不当な契約の締結・履行、財産の処分があるかを監査対象事項とした。

## 第 5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求人から提出された職員措置請求書等及び陳述内容並びに関係職員からの弁明書等参考資料及び陳述の聴取により、次の事項を確認した。

#### (1) 開発申請とその許可

請求人は、町が計画している造成工事は、1,000 m<sup>2</sup>以上の切土と盛土を伴う工事であり、これは都市計画法第 29 条に規定している開発行為に当たるので、神奈川県が開発許可が必要であると主張しているが、関係職員の説明によれば、通常 500 m<sup>2</sup>以上の造成工事は開発行為の許可が必要であるが、町が責任を持って行う公共施設の造成事業であれば、開発の許可が必要な行為に当たらないということを神奈川県平塚土木事務所まちづくり推進課と事前相談を行っている。この点は、請求人も神奈川県平塚土木事務所まちづくり推進課及び神奈川県建築指導課に出向き、開発の許可が必要な行為に当たらないことを認識されている。

#### (2) 擁壁工事及び工作物申請とその許可

請求人は、町が計画している擁壁工事では安全性を確保できないと主張しているが、関係職員の説明によれば、県の構造基準に則った間知ブロック積み造擁壁で築造する工事を町の責任において行う予定であった。しかし、令和 4 年 11 月 27 日に開催された住民説明会において、地域住民の方々より擁壁の安全性について心配する声が多く聞かれたため、これらの心配を払拭するため県の検査を受けたうえで、結果を示す予定であるということを「(仮称) 富士見が丘公会堂整備工事説明会でいただいたご意見、ご質問と町の考え方」により、町ホームページや 12 月 9 日付けの自治会の回覧において周知している。今後は、擁壁の設計時における安全基準

への適合や、図面通りに施工されたことを客観的に証明するため、県に工作物の確認申請と工事完了後の完了検査申請を行い、検査済証の交付を受ける予定となっている。

### (3) 田代公園の廃止

請求人は、田代公園は「二宮町緑の基本計画」や「二宮町公園統廃合計画」「都市計画法」「都市公園法」などによって、法令上廃止してはならない公園に位置付けられていると主張しているが、関係職員の説明によれば、まず、「二宮町緑の基本計画」「二宮町公園統廃合計画」は、町の将来の方針や考え方を示したもので、法的拘束力を有するものではない。また、田代公園は廃止ではなく、一部、区域の変更であるとのことであった。

次に、「都市計画法」について、田代公園は「都市計画法」に位置付けられている都市計画施設ではないため、「都市計画法」には抵触しない。

そして、「都市公園法」についても、抵触するものはない。

## 2 監査委員の判断

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）があると認めるときは、住民が監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為が違法若しくは不当であるか否かが監査の対象となる。

田代公園造成工事に係る本件工事は、まず、前提事情である開発申請とその許可の手続きに違法性はない。

次に、擁壁工事及び工作物申請とその許可について、請求人は、擁壁工事そのものに危険性が高いと問題視しているが、住民監査請求は、財務会計行為が相当の確実さをもって予測される場合もその対象に含まれるが、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、「単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す」と解釈されており、現時点では相当の確実さをもって予測される状態にあるとは言えない。

そして、県に工作物の確認申請と工事完了後の完了検査申請を行い、検査済証の交付を受ける予定であり、現状は、県に必要な申請を行い、許可が下りるまで工事が停止している状況である。

以上のことから、違法若しくは不当な契約の締結・履行には当たらず違法性は認められない。

また、田代公園の廃止については、請求の要旨に具体的に述べられていないが、都市公園法第16条第1号の規定により公益上特別の必要がある場合は廃止することができることとされていることとするならば、二宮町都市公園条例第2条第2項に基づき、造成工事完了後、公園の区域変更の告示を行うことで可能であり、違法若しくは不当な財産の処分には当たらず違法性は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、本件工事の契約の締結・履行及び田代公園を廃止とする財産の処分について、違法性は認められない。

よって本件請求には理由がないと認められることから、これを棄却する。